

第16回
太平洋広域漁業調整委員会

平成24年3月16日（金）
水産庁

1. 開催日時

平成24年3月16日（金）13:00～

2. 開催場所

航空会館702、703会議室

3. 出席委員

【会長】

学識経験者 松岡 英二

【都道県海区互選委員】

青森県東部海区 松本 光明

福島海区 佐藤 康德

茨城海区 西念 幸吉

千葉海区 小滝 季儀

東京海区 竹内 正一

神奈川県海区 宮川 満

静岡海区 谷澤 輝雄

三重海区 黒田 耕一郎

和歌山海区 海野 益生

高知海区 和田 義光

愛媛海区 佐々木 護

大分海区 平川 直美

【農林水産大臣選任委員】

漁業者代表 山田 洋二

漁業者代表 本間 新吉

漁業者代表 鈴木 廣志

漁業者代表	宮本 英之介
学識経験者	山川 卓
学識経験者	高成田 亨

4. 議題

- (1) 資源回復計画の評価・総括について
 - ①太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画
 - ②マダラ陸奥湾産卵群資源回復計画
 - ③伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画
 - ④伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画
 - ⑤太平洋南部キンメダイ資源回復計画
 - ⑥マサバ太平洋系群資源回復計画
- (2) 広域漁業調整委員会指示について
 - ①伊勢湾・三河湾のイカナゴの資源管理に係る指示
 - ②太平洋南部のキンメダイの資源管理に係る指示
 - ③太平洋クロマグロの資源管理に係る指示
- (3) 事務規程の改正について
- (4) 資源管理に関する連絡・報告事項について
 - ①平成24年度資源管理関係予算
 - ②海域栽培漁業推進協議会による種苗放流等の取組状況
- (5) その他

5. 議題内容

開 会

○事務局（鏑木）

定刻には若干早いのですが、ご出席のご予定の方が皆様お揃いになりましたので、ただいまから第16回太平洋広域漁業調整委員会を開催いたします。私は、事務局を担当しております水産庁管理課の鏑木と申します。宜しくお願いいたします。

本日の出席の状況でございますが、海区互選委員のうち北海道の川崎一好委員、岩手県の大井誠治委員、宮城県のア部力太郎委員、愛知県の吉戸一紀委員、徳島県の井元健二委員、宮崎県の宇戸田定信委員、農林水産大臣選任委員の野崎哲委員、石田洋一委員、清家一徳委員の9名の方が事情やむを得ずご欠席されておりますが、委員定数28名のうち定足数である過半数を超える19名の委員のご出席を賜っておりますので、漁業法第114条で準用いたします同法第101条の規定に基づき、本委員会は成立していることをご報告いたします。

それでは、松岡会長、宜しくお願いいたします。

○松岡会長

会長を仰せつかっております松岡でございます。一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

委員の皆様には、年度末という大変お忙しい中をご出席いただき、ありがとうございます。また、水産庁から宮原次長を初め、担当の皆様にはお忙しい中をご臨席いただいております。誠にありがとうございます。

皆様、ご承知のとおり東日本大震災から1年が経過したわけでございます。当委員会の対象海域におきましては大変な被害が起きたということでございます。改めまして犠牲になられました方々のご冥福をお祈りするとともに、被災されました皆様にお見舞いを申し上げたいと思います。また、この地域の一刻も早い復旧・復興を祈念するものでございます。

さて、本日の委員会でございますけれども、資源回復計画の評価・総括。それから、広域漁業調整委員会指示等について、ご審議をいただくということでございます。資源回復計画の評価と総括につきましては、前回の委員会等でご審議いただいております。この計画は今年度で終了するというところでございまして、当委員会としましても一つの大きな節目を迎えているのではないかと思うわけでございます。本日の委員会におきましては、委員の皆様から忌憚のないご意見を

いただきながら円滑な議事運営に努めてまいりたいと考えておりますので、皆様方のご協力を宜しくお願いしたいと思います。

それでは、議事に入ります前に、本日水産庁から宮原次長にお越しいただいておりますので、水産庁を代表しましてご挨拶をいただきたいと思います。宜しくお願いいたします。

○宮原次長

こんにちは。水産庁の宮原でございます。本日は本当にお忙しい中、年度末にお集まりいただきましてありがとうございます。

水産庁も昨年3月11日以来、東北地方太平洋沖地震の復興のため全庁挙げて取り組んでまいりました。今日も被災された地域の方々がおられると思いますが、こういった努力を重ねているものの、やはり復興が地元の方々の思ったように進んでいかないというご不満を多々受ける今日この頃なんです。この大震災の大きな被害の中で水産が特に大きなダメージを受けたということで、この復興のためには本当に時間がかかってしまうというのはやむを得ないところだと思っております。

ただ、水産庁も関係者を東京にいるばかりでなく、被災地に派遣し、また駐在する者を置き、今後とも被災地の方々と共に進んでまいりたいと考えておりますので、どうかご理解とご協力をいただければと心よりお願いする次第です。

また、太平洋沿岸地域、被災地にかかわらず漁業がこの経済的な落ち込みというのもございます。魚価の問題、最近では燃油が上がってくるという否定的な影響が出てきていることについても我々深刻に受け止めているところでございまして、これらの対策につきましても近々内閣で決定いただきます新たな水産基本計画に則って真剣に取り組んでまいりたいと思いますので、どうか皆様方のご協力をまたいただきたいと思います。

今日は、議題がたくさんございますが、いずれも重要な資源の問題でございます。ぜひ活発なご意見をいただきまして、今後とも皆様方とともに資源の回復、管理に努めてまいりたいと考えておりますので、どうか宜しくお願いいたします。簡単ですが、ご挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございます。

○松岡会長

宮原次長、どうもありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきますが、最初に本日使用します資料の確認を事務局のほうからお願いいたします。

○事務局（鏑木）

それでは、お手元にお配りしております資料について確認をさせていただきます。まず、委員会の議事次第がございます。それから、委員会名簿、配席図、出席者名簿でございます。ここから資料1の1枚紙。資料2ということでA3の大きいものがございます。それから、資料3の枝番号で1から6までということで、6種類用意しております。その後に、資料4でまた1枚紙でございます。それから、資料5、資料6、資料7、資料8、それから資料9で最後でございます。

配付しているもので不足等がございましたら、事務局までお申し付けください。よろしいでしょうか。また、説明の途中でも資料に落丁等がございましたら、その都度お手数ですが事務局までお申し付けください。宜しく願いいたします。

○松岡会長

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。最初に、後日まとめられます本日の委員会の議事録署名人を選出しておく必要がございます。これにつきましては、委員会の規程に基づきまして私のほうからご指名させていただくことになっておりますので、僭越ではございますけれども指名させていただきます。都道府県海区互選委員から高知県の和田義光委員、農林水産大臣選任委員からは宮本英之介委員のお二方に、本日の委員会にかかわります議事録署名人をお願いしたいと思います。お二方、よろしく願いしたいと思います。

それでは、議題に入らせていただきますけれども、議題の前に水産庁のほうから本委員会に対しまして報告事項があるということでございます。各委員の皆様には既に2月22日付で水産庁から太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画にかかわります保護区の取扱い。これにつきましてご連絡があったかと思っております。このことにつきまして本委員会において改めて報告するという内容でございました。この点につきまして、水産庁事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。宜しく願いします。

○熊谷資源管理推進室長

資源管理推進室の熊谷でございます。どうぞ宜しく願いいたします。資料1に基づきましてご説明申し上げたいと思います。

太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画に係る保護区Ⅲの取扱いについて、ということがございます。概要でございますように、宮城県の沖底漁につきましては、下の図がございますが、保護区Ⅲにつきまして2月から3月にかけて自主休漁するということでした。しかしながら、今以下の大震災の関係で放射能、がれきの影響により、漁場の確保に困窮しているということから、今年度に限り保護区Ⅲを漁場として利用する。ということについてのご報告でございます。

本来でございましたら、太平洋北部会にお諮りしまして、その後、開示するところでございますが、急なことでございましたし、こういった特別な事情があるということで、私のほうで関係県及び関係団体のほうにご了解を得た上で、2月22日付でこういった取扱いをさせていただくというご報告をさせていただきました。

なお、この保護区を取扱いにつきましては、サメガレイ、キチジ、今回の資源回復計画の資源の状況を把握するというために、今後この漁場で操業した場合については、漁獲情報の報告を求めるといことにしておりまして、こういった報告を踏まえながら、保護区設定の効果等々を検討しまして、今後の取扱いについても検討していきたいと思っております。どうぞご理解のほうを宜しくお願いしたいと思えます。

○松岡会長

ありがとうございました。

それでは、ご審議いただく前に、本件にかかわります宮城県沖合底びき網漁業協同組合から本日は委員として鈴木委員がご出席しておられますので、鈴木委員のほうからも一言ご発言をいただければと思いますけれども、宜しく申し上げます。

○鈴木委員

座ったままで失礼します。宮城の鈴木でございます。この度、宮城県沖の沖合カレイ、キチジの保護区Ⅲの緊急特例処置として、その保護区の一次停止をしていただきました。本当にありがとうございました。水産庁、また仙台漁業調整事務所、そして関係する各県、漁業調整委員の皆様にご心よりお礼を申し上げます。私ども沖底船は津波の直接被害は免れたものの、福島原発の事故により放射能問題で例年漁場としておりました福島沖などの操業ができなくなり、宮城県沖合だけの操業で凌いでいるのが現状で極めて困難な状況にあります。

従来、沖合の漁労長たちは自分たちが決めた保護区だからというので、保護区に入って操業する船はいないんですけれども、これからますます厳しい状況を迎えるにあたり漁場を広く使うという選択肢だけは残しておきたいという、私たちの思いをひとつ何卒ご理解を賜りまして、宜しくお願いいたします。

○松岡会長

ありがとうございました。

ただいまの水産庁のご説明等を含めまして、委員の皆様方、何かご質問等がございましたらお願いしたいと思います。

高成田委員。

○高成田委員

漁業者の多くの方々が放射能の問題をととても気にしておられます。今日はせっかく宮原次長がお出になっているので、その他の議題だと思うんですけども、もし次長が先に退席されるようなら、このことについて水産庁の基本的な考え方を一言言っておいていただきたいと思います。

というのは、皆さん、資源問題の中でどうしてもこの放射能の問題があるので、せっかくこういう会議に出てきて、その放射能問題の情報を得ずに資源問題だけのことで帰るのはもったいないという気もするのではないかと私は理解しています。私の個人の考えですけども、もし一言お願いできればと思っております。

○松岡会長

次長、後ほどお願いできますでしょうか。

それでは、先ほどのご説明について改めて何かほかの委員の皆様方でご意見、ご質問等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、改めまして本件につきましては、当然、委員会の審議を経て決定すべき事項ではございますけれども、緊急避難措置ということでございます。本委員会におきまして、今回の措置はやむを得ない事情ということで、本委員会において承認をお願いしたいと思いますけれども、皆様よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○松岡会長

ありがとうございます。

それでは、本委員会におきまして太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画に係る保護区Ⅲの取扱いにつきましては、ご承認をいただいたということで承認することといたします。

それでは、続きまして、議題に入らせていただきます。議題1の資源回復計画の評価・総括についてということに入らせていただきます。

この件につきまして、前回の委員会、それから部会におきましても途中経過ではございましたけれども、既に報告がございました。ご審議もいただいたわけでございますけれども、今回、改めて最終的な評価・総括の報告ということでこの本委員会で一括して取り扱うこととしたいと思っております。

それでは、この件につきまして、事務局のほうから説明、ご報告をお願いします。

○事務局（鏑木）

それでは、はじめに使用する資料についてご説明いたします。先ほど、資料確認のほうでもご

案内いたしましたとおり、今回、評価・総括につきまして、2種類の資料を用意しております。資料2というA3のもの。それから、資料3の1から6までということでございます。説明につきましては、資料2のA3版を使いたいと思います。資料3につきましては、参考資料といたしまして、必要な場合に随時ご覧いただく、あるいはお帰りになってから改めてご覧いただくという形にしたいと思いますので、宜しくお願いいたします。

では、太平洋北部会の分からご説明に入ります。宜しくお願いします。

○事務局（猪狩）

仙台漁業調整事務所の猪狩と申します。資料2について、ご説明させていただきます。

A3の資料2をご覧ください。資料にはそれぞれ①太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画と②マダラ陸奥湾産卵群資源回復計画がございます。

まず、①太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画の評価・総括についてご説明いたします。この計画につきましては、平成15年3月に公表されました。対象となっている魚種はサメガレイ、キチジ、ヤナギムシガレイ、キアンコウとなっております。実際に、資源回復のために講じる措置としましては、漁獲努力量の削減措置としまして、保護区の設定、減船、漁具の改良を行っております。目標達成状況としましては、サメガレイ、キチジ、ヤナギムシガレイについては大幅に目標を達成している状況となっております。

キアンコウにつきましては、達成率そのものは36%減という形になっておりますが、漁獲量そのものは2001年に設定しました基準年の漁獲量555トンに対しまして、2007年以降の漁獲量は300トン代後半に減少しているものの、資源水準そのものは高位という形になっておりまして、基準年と同じ水準に維持されているという形になっております。資源の水準・動向につきましては、サメガレイは資源水準が低位、資源動向は横ばい。キチジは水準は中位、動向は増加。ヤナギムシガレイは水準は高位、動向は増加となっております。キアンコウは水準は高位、動向は減少という形になっております。

次の対象資源の維持・回復における効果につきましては、対象魚種の産卵親魚でありますとか、小型魚の保護のために、青森県から茨城県沖合に従来より漁獲を控えてきた区域を含みます6つの保護区を設定しまして、さらに減船などを行うことによりまして、漁獲努力量の削減を図っております。また、ヤナギムシガレイにつきましては、これは千葉県さんの取組ですけれども、改良網の導入によりまして、沖底の漁獲率が最大で20%に削減されるというような試算が見込まれております。このような中で、キチジについては1990年代に加入が非常に良好な年が連続したことやヤナギムシガレイについては再生産にとって非常に好環境であったことなどが重なりまして、

それぞれの資源のCPUは増加という形になっております。サメガレイ、キアンコウのCPUにつきましては、概ね横ばい傾向となっております、これまでの水準が維持されているという状況となっております。

また、前回の広域漁業調整委員会におきまして、この回復等における効果について2点委員の方からご質問がございました。1つは、減船について、もう1つは、保護区についてご質問がありましたので、今から、パワーポイントを使って、その部分をもう少し詳しくご説明したいと思います。

まず、減船についてご説明いたします。減船につきましては、実際に参加した隻数というのは、平成16年25隻ございました。そのうちの約1割、3隻の減船を行いまして、平成18年は22隻になっております。実際にこれを実施したことによって、16年、つまり減船前の漁獲量、減船後の平成18年の漁獲量を見た場合、ヤナギムシガレイにつきましては、約1割漁獲量が減少しています。キアンコウにつきましては、約3割漁獲量が減少しているというデータが得られております。

次にご質問のありました保護区の部分につきましてご説明いたします。保護区につきましては、実際に6つの保護区があるんですが、ご質問では、そのうちの岩手沖、いわゆる順番でいうと保護区Ⅱという位置になりますが、漁獲量が無いところに保護区を設定したのではないかというご質問がございました。

実際これは、漁業者の方に聞き取りを行ったものを図面に書いてあるところですが、昭和50年代、これは右側のグラフと合わせてごらんになっていただければわかるかと思うんですが、昭和50年代は実際は漁場として利用されていた実態がありました。しかしながら徐々に小型魚が多くなってきて、漁獲量も減ってきているという状況がありまして、平成5年ぐらいから自主的に漁業者の方々が操業を自粛するというところを行いました。そういう中で、実際に平成15年以降、これは資源回復計画が設定されましたので、資源回復計画の中の保護区の設定を引き続き行うようになったという実態がございます。

それでは、また資料2のほうをご覧ください。

今後の方向性のところをご説明いたします。今後の資源管理実施体制のところでは、今までと同じような形で行政研究担当者会議の枠組みを活用し、かつ、漁業者の方々との意見交換会も定期的に開催しまして、資源状況、あるいは漁獲状況等について情報交換等を行っていきたいと考えております。今後の資源管理措置としましては、皆さんご存じの部分があるんですけども、国や関係県の資源管理指針に基づきまして、資源管理計画を策定して、引き続き保護区の設定、あるいはそのほかの取組等に取り組んでいただくこととなっております。

先ほど事務局から説明がありましたように、詳しい部分は資料3-1に記載されておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

次に、②マダラ陸奥湾産卵群資源回復計画の評価・総括についてご説明をいたします。マダラにつきましては、目標は平成14年から平成18年までの平均漁獲量の水準42トンを維持するという目標となっております。実際に取り組みられた措置としましては、操業統数の削減、放卵・放精後の親魚及び小型魚の再放流となっております。そのほかに青森県さんの計画に基づきまして、種苗放流が行われております。

目標の達成状況になります。平成23年のデータで言いますと42トンの目標の約4.6倍の192トンが漁獲されておりました、目標は達成されております。資源の水準動向につきましては、マダラ陸奥湾産卵群はマダラ北海道のうち、北海道南海域に含まれているとされておりました、資源水準は高位、資源動向は増加という形になっております。

対象資源の維持・回復等における効果につきましては、マダラ陸奥湾産卵群を含むマダラ北海道の資源水準は、順調な再生産等もありまして、高位という状況にあります。近年は陸奥湾産卵群の回遊時期、稚魚の成長時期の海水温が非常に良い環境にあるというところで回遊・生残に適した状態が続いている状況にあります。このような海洋環境に加えまして、取組をしていただきました底建網の統数制限、このような状況によって漁獲努力量が削減されたこと。あるいは産卵親魚の放流、小型魚の再放流等もありまして、親魚の確保も図られております。また、種苗放流が確実に実施されるなど、資源の積極的な培養措置が図られております。このようなことによって、陸奥湾海域の漁獲量が増加しているというふうに考えております。

今後の方向性になります。今後の資源管理の実施体制につきましては、青森県さんのほうの陸奥湾地区資源管理計画検討会と通じまして、資源状況、漁獲状況について定期的に情報交換等を行っていくことを考えております。

今後の資源管理措置につきましては、今までと同様に引き続き放卵・放精後の親魚及び小型魚の再放流、これについては青森県さんの資源管理指針、資源管理計画のほうに移行して引き続き行われることとなっております。

種苗放流につきましては、青森県さんの栽培漁業基本計画に基づきまして、引き続き取り組まれることとなっております。

こちらの資料につきましては、詳しくは資料3-2に記載しておりますので、ご確認ください。私のほうからは以上です。

○松岡会長

どうもありがとうございました。

ただいま太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画、それからマダラ陸奥湾産卵群資源回復計画、それぞれ説明があったわけでございますけれども、最初に太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画に関しまして、何か皆様方でご質問、ご意見等がございましたらお願いしたいと思います。

竹内委員、お願いします。

○竹内委員

揚げ足とるようなことではないんですけれども、対象資源の維持・回復等における効果の中で、漁獲努力量（有漁網数）が減ったという、この有漁網数というのは何ですか、まず1つ。

○事務局（猪狩）

これは、対象資源を目的として引き網が行われた回数です。それを有漁網数というふうにしております。

○竹内委員

それは、底引きの場合、そんな簡単にわかりますか。目的としたとかしらないとか。どうしてもある程度ごっちゃにとれちゃう。それともどうですか、漁場が違うの。

○事務局（猪狩）

漁獲成績上に、対象資源が載っているか載っていないかで有漁網数かどうかというのを出しています。

○竹内委員

何かちょっと定義があれなので、漁獲努力量というのをそのように書くと誤解を招かないかなと思いますけれども、どうでしょうか。まあ、いいです。わかりました。

もう1つ、その次ヤナギムシガレイについて、改良網の導入により千葉県沖合底引網漁船の漁獲率が最大20%程度に削減、改良網というのはヤナギムシガレイがとれない網をつくったということになりますかね。この文章を読むと。ほかのものを狙う網だという書き方のほうがいいんじゃないかと思うんだけど、どうでしょうか。

○事務局（猪狩）

ここで言わんとしているところは、実際に改良網の導入にあたっては、水産工学研究所の試算がございまして、その中で異体類の漁獲量が5分の1になるというような実証試験の結果が出ております。今回、導入したところが主にヤナギムシガレイ、あるいはキアンコウがとれる房総沖というところもございまして、その部分を簡潔に書いたということです。

○竹内委員

ちょっと簡潔に書きすぎたか、わかりますよ、水産工学研究所がやったのを見えていますからわかるんですけども、改良網、このまま素直に読むと、改良網は漁獲成績が悪い網になっちゃうよね、読むと。漁獲成績がよくなっているはずなんですよ、全体にですよ、私が言っているのは。ただ、ヤナギムシガレイは逃すような網になったのかもしれない。そういう書き方のほうが……。

○事務局（猪狩）

わかりました。そここのところは事務局と表現ぶりを確認いたします。

○松岡会長

今の点につきましては、表現ぶりを調整させていただきたいと思います。

そのほか、何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。この資源に関します海域の委員の皆様で、いろいろご苦勞されたかと思うんですけども、この資源回復計画を振り返ってみて、評価すべき点、または反省すべき点等を含めまして、何か関係します委員の方でご意見等をいただければと思いますけれども、いかがでございましょうか。

茨城県の西念委員、いかがでございましょうか。

○西念委員

やはりそれは資源回復のための維持をしたということが相当効果が出たと思いますので、今後も資源回復のため、続けることが大切だと考えます。

○松岡会長

ありがとうございます。

そのほかの委員の方、いかがでございましょうか。

山川委員、お願いいたします。

○山川委員

キアンコウの資源の評価につきまして、資料2の目標の達成状況のところの資源の水準動向については、キアンコウは減少ということで書かれているんですけども、その右の対象資源の維持・回復等における効果のところでは、C P U Eが概ね横ばい傾向になっていまして、資料3-1の3ページの一番下のグラフを見てもC P U Eは横ばいのように見えるんですけども、これは対象として見ている範囲が違うとか、年が違うとか、そういったことはあるんでしょうか。

○松岡会長

事務局、いかがでございましょうか。

○事務局（猪狩）

こちらのところは表現ぶりのところかもしれないのですが、目標の達成状況につきましては、水研センターさんのほうで既に公表されておりますダイジェスト版の資源評価から高位、減少という書きぶりは引用しております。実際に回復等における効果というところは、今、委員が言われましたように、実際のCPU Eから判断して、こういう表現ぶりを使っております。

○熊谷資源管理推進室長

ちょっと説明させていただきます。資源水準、高位というのは過去30年間でございます。それから、資源動向の減少というのは近年の漁獲量を多分ベースにされているので、減少なんです、CPU Eがやはりまさに高水準にあるのでCPU Eもほぼ横ばいの水準だというふうな理解だと考えております。

○松岡会長

よろしゅうございますか。

そのほかの委員の方でいかがでございましょうか。この資源回復計画をどう評価されるか。宮城県の鈴木委員、いかがでございましょうか。振り返りまして、大変いろいろご苦労されていると思うんですけれども。

○鈴木委員

私ども実感していることとして、まずキチジの資源水準が前と比べて相当によくなっているというのは実感しております。サメガレイにつきましては、ターゲットとして狙っているわけではないので、サメガレイについては多い、少ないというのは若干の伸びはありますけれども、あまり実感としてはないんですけれども、キチジについては大変有意義なことがあるということで、私たちはこの放射能の問題等がクリアできれば、今のような保護区を絶対残しておくべきだと考えております。乗組員の漁労長さんたちも、今までそこで保護区をやっていて、4、5隻入ると手一杯な狭い漁場ですので、誰も手をつけないというのが現状で、多分、保護区は残しておきたいと考えていると思います。、私たちはそういう思いでおります。

○松岡会長

ありがとうございました。

そのほかの委員の方、この資源回復計画についてご意見、ご質問はございますか。

それでは、その次に説明のありましたマダラ陸奥湾産卵群資源回復計画について、ご意見、ご質問等をお受けしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

青森県の松本委員、いかがでございましょうか。いろいろとご苦労されたところがあるんじゃ

ないかと思えますけれども。

○松本委員

この目標の達成状況はこの漁獲量、達成したとなっておりますけれども、やはりこれは資源管理のために今後の方向性として種苗放流については、県の栽培漁業の基本計画に基づき引き続き、取り組むべきだと私はそのように、放流さえしていれば、資源が残ると思えますので、このようにやるべきだと思います。

○松岡会長

ありがとうございます。

そのほかの委員の方で、マダラ陸奥湾産卵群資源について、何かご意見等がある方はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、その次の資源回復計画について、ご説明をお願いしたいと思います。

事務局のほうから、太平洋南部会の3つの計画をよろしく願いいたします。

○事務局(鈴木)

それでは、ご説明いたします。

資料1の2枚目をご覧ください。太平洋南部会のその1ということで、まず伊勢湾・三河湾を対象にいたしました2つの計画についてご説明いたします。1つ目が小型機船底びき網漁業を対象とした資源回復計画でございます。これは、平成14年8月に公表されたものでございます。対象魚種はトラフグ、マアナゴ、シャコの3魚種でございまして、当初の目標といたしましては、これら3種の漁獲量の合計を25%程度増加させるということでスタートした計画でございます。措置といたしましては、小型魚の水揚げ制限、再放流。それから、漁具改良、シャワー設備の導入等がございまして、それ以外にトラフグの種苗放流、あるいは海底清掃等といったことにも取り組まれたわけでございます。

目標の達成状況でございます。残念ながら、今、申し上げました3魚種の合計の漁獲量といたしましては、2001年が1,436トンでありましたのに対し、2011年は855トンと38%の減少という事態になっております。しかしながら、資源水準の動向を見ますと、トラフグ、マアナゴにつきましてはいずれも中位、横ばい。それから、シャコにつきましては中位、増加というような傾向を示してございまして、この漁獲量の落ち込みというのは漁業経営の悪化、漁業者の高齢化ということによりまして、操業する漁船の隻数、出漁日数が大幅に減少してしまったために、絶対的に漁獲量が減ったのではないかとということでございまして、資源の影響といった意味では必ずしも目

標が達成できなかったということではないというふうにも考えられますが、残念ながら漁獲量に関して目標は達成できませんでした。

それから、対象資源の維持・回復等における効果でございますが、まずトラフグにつきましては、0歳魚の漁獲尾数が1/10になりまして、成長乱獲を防止することができた。それから、マアナゴにつきましては、再放流ということが行われましたので、尾数あたりの漁獲量はより大きな形の魚をとるようになったという効果がございます。

また、シャコについてでございますが、シャワー設備の活用によりまして、夏季における再放流での生残率が上昇しております。また、同時に冬の期間に休漁等を実施いたしまして、産卵前の親シャコに対する漁獲量が軽減されております。こうしたことから長年低位に留まっておりました資源水準が中位となり資源回復の方向が進んでいるのではないかとということが示唆されるような状況になっております。

今後の方向性ということでございます。まず、資源管理措置についてですが、トラフグとアナゴにつきましては、回復計画で行ってございました小型魚の再放流ですとか、漁具改良につきまして引き続き新しい資源管理指針及び資源管理計画の制度に移行し、引き続き取り組むこととしております。また、シャコにつきましてはシャワー設備の設置、あるいは休漁期間の設定につきまして、特に産卵前の親シャコの保護ということで改善を図っていくということで引き続き取り組んでいくという措置をとることになっております。

さらに、こういった資源管理を実施していく上での実施体制ということで、これまで行政研究担当者会議ということで、水産庁、愛知、三重の両県、それから水研センターといったところで会合を持ちまして、情報交換等を行ってございましたが、その仕組みを引き続き実施していくとともに、関係する漁業者協議会を通じまして、取組の確実な実施、改善について取り組んでいくということで考えております。詳しいことにつきましては、資料3-3にお示ししたものがありませんので、後ほどご覧いただければと考えております。以上が、小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画につきましての評価・総括でございます。

次に、同じくイカナゴ資源回復計画についてでございます。これは、平成18年11月に公表されたものでございますが、昔から伊勢・三河湾のこの海域というのはイカナゴの良い漁場ということで資源管理についても関心が高かった海域ということでございます。

目標でございますが、漁が終わったときの残存資源の尾数として20億尾、これを確保することによりまして、その翌年の加入資源尾数として300億尾を達成することを目的としまして、措置をとるということでございました。

措置といたしましては、今、申し上げました当歳魚を20億尾残すということで、終漁日を設定しております。それから、保護区を設定すること。また、保護育成期間を設定するということをして漁獲努力量の削減措置として実施しているとともに、漁場環境の保全といたしまして、イカナゴが夏に休眠に入る時期の海域につきましては保全して開発行為が行われないように考慮することが取り組まれております。

目標の達成状況でございますが、実際に今言いました終漁日を設けて残存尾数を20億尾確保する取り組みの結果、その翌年の加入資源の尾数はそこにお示したような数字で推移しております。この中で、2009年につきましては、極端に少なかったわけですが、このときは逆に資源量の状況が悪いということで、4日間で操業停止という思い切った措置をとった結果、逆にその翌年には504億尾と非常に高位の資源水準を達成することができたという形で、取組としては非常にスムーズにいつているということだと思っております。それから、資源水準につきましては、中位で横ばいということで評価されております。

資源の維持・回復等における効果でございますが、概ね終漁時の残存尾数の確保という取組は着実に実施されましたので、漁獲量につきましても一定の確保がなされたということでございます。従いまして、水揚げ金額におきましても同様に2009年を除きまして、安定的に推移しております。漁業経営上も有効であったと考えられます。

今後の資源管理措置でございますが、今、申し上げましたような解禁日、終漁日の設定というこの計画での取組につきましては、資源管理指針、資源管理計画に移行しまして、引き続き取り組むということになっております。それから、これに関連いたしまして、行政側のサポートの組織につきましても引き続き維持して漁業者の皆様との協議会と連携しながら確実な実施、改善に取り組んでいきたいということで今後もやっていきたいということでございます。細かいことにつきましては、資料3-4というところでお示しております。

以上が、伊勢・三河湾を対象とした2つの計画についての報告でございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、太平洋南部会のその2ということでございます。

3つ目といたしましては、太平洋南部のキンメダイの資源回復計画を平成19年に公表しております。これにつきましては、太平洋南部のキンメダイの資源につきまして、計画期間中の漁獲量を現状レベル程度以上に維持するという目標でやっておりました。措置といたしましては主に2つの漁業種類があるわけですが、まず沿岸の漁業関係の方の立縄漁業とか、底立てはえ縄につきましては、小型魚の再放流、漁法の制限、あるいは休漁日、休漁期間の設定等につきまして、操業する海域ごとに細かく設定して取り組んでいただいたところでございます。

それから、底刺し網漁業というものがございまして、これにつきましては、太平洋広域漁業調整委員会の承認漁業という形をとりまして、休漁期間設定、小型魚の保護、漁具の制限等で規制をかけるという形の取組をいたしました。さらに、漁場環境の保全といたしましては、流出漁具等の回収等に取り組んだということでございます。

目標の達成状況でございますが、このうちキンメダイを主に漁獲しております1都4県の漁獲量の推移で見ますと、2009年まではおよそ7,000トン台を維持しているわけでございます。2010年に関しましては、これは書いてありますように、漁場の潮流の影響、それによりまして投縄とか揚縄に時間がかかるなど、漁獲の効率が悪かったということも影響いたしまして、必ずしも資源の動向ということとは違うところでこういった漁獲量の減少が起きたのではないかとということも考えられまして、全体的に見ますと資源水準としても中位で横ばいということで、概ね目標は達成できたのかなと考えております。

資源の維持・回復等における効果でございますが、キンメダイにつきましては、20年以上の寿命があるということで事細かな効果につきまして定量的に示すということがなかなか難しいんですが、先ほども申し上げましたように、漁獲水準はある程度一定のものがありまして、一定の効果は考えられるんですが、引き続きましてそういった寿命の長い魚種でもございますので、今の資源管理の取組を継続しながら引き続きまして調査等を行いまして、資源管理の効果を把握していきたいということでございます。

それから、資源管理の措置でございますが、この回復計画に取り組んでいただきました1都3県におきましては、資源管理指針を策定する中に立縄、底立はえ縄で取り組まれました計画について盛り込んでいただきまして、それに基づきます資源管理計画を策定していただいております。今後とも本計画において行われました取組について継続していただけるということでございます。

また、こうした取組につきましては、広域漁業調整委員会のほうでもご報告をしております。また、委員会指示発出を含め引き続き資源管理措置についても協議しながら取り組んでいきたいということでございます。それから、こういった漁業者の皆様方の自主的な取組というのをサポートしていくということで、これまで水産庁、1都3県とそれから水研センターを通じました行政研究担当者会議というものを行ってまいりましたが、これにつきましても引き続きその会議を維持していきまして、こういった漁業者側の皆さんの取組をサポートしていくことにしております。

以上につきまして、資料3-5でも細かい資料をご用意しましたので、後ほどご確認ください。

さい。以上でございます。

○松岡会長

ありがとうございました。

ただいま3つの計画についてご説明がございました。最初に小型機船底引き網漁業対象種に関する資源回復計画について、委員の皆様方からご意見等がございましたらお願いしたいと思えますけれども、いかがでございましょうか。

竹内委員。

○竹内委員

アナゴの尾数あたりの漁獲量という表現はやはりおかしいですよ。魚体重が増えた、平均魚体重が増えたでいいんじゃないですか。書き方おかしい。報告書にもそうなっているからそう書いたんだろうと思うけれども、違いますかね。

○松岡会長

事務局、お願いします。

○事務局(鏑木)

ご指摘についてはそのとおりですので、そういった表現に直したいと思います。

○松岡会長

ありがとうございました。

そのほかの委員の方、いかがでございましょうか。この計画についてどう評価するか。または反省すべき点があるかどうか。三重県の黒田委員、いかがでございましょうか。

○黒田委員

順番にいきますと、マアナゴ、今年も稚魚、ノレソレというのがやはり回遊がものすごい少ない。昔から見たら、伊勢湾で産卵するものと違って外から入ってくる。それはもう今年もものすごい少ない。それから、イカナゴについては、今年は、300億尾はおるやろうというデータで、まだ解禁になって今日で6日ですか、300億尾ぐらいいるという推定は、今年も平年並みはとれるということでございまして、やはりこの最後の20億を残すというのは、これは前提で、これは続けてもらいたいというのが漁業者からの強い要望でございます。

それから、トラフグなんかは今年あまりおらんということを聞いておりますけれども、小さいうちは伊勢湾とかそういうところに回遊しているんだけど、大きくなってくると外海に出ていく。そういう移動性の魚でございまして、なかなか一つの業者だけが協力してもできないというのが実態でございます。

○松岡会長

ありがとうございました。

この3つの対象魚種は資源管理等、資源評価自体も大変難しい資源じゃないかと思えます。先日でしたですか、マアナゴの産卵場が見つかったとかという話が新聞を賑わせておりましたけれども、今後ともそういう研究機関も含めた協議会が引き続き必要ではないかと私自身も思っております。漁業者の方のご努力も当然必要だと思いますけれども、関係者が集まってこういう場を設けながら議論していくということは大事なことではないかと思っております。

そのほかの委員の方で、いかがでございましょうか。

松本委員、お願いします。

○松本委員

イカナゴの件ですけれども、我々、三河湾と違って漁具の、うちのほうは電光式でやりますので、漁具の方法は違うんですけれども、この処置として我々も勉強したいというにじみ出るような感じがいたしたので、この2番目の漁場環境の保全措置ということで、海域の保全のために開発行為が行われないように考慮する、となっていますが、この開発行為、どのようなものに気をつけているのかひとつ参考までにお伺いいたしたいと思えます。

○松岡会長

事務局、おわかりでしょうか。

○事務局(鏑木)

これにつきましては、イカナゴは夏に眠るために潜り込むわけですが、その海域で海砂をとったりすることがありますので、それを控えていただくというような形でイカナゴの仮眠の海域を確保、仮眠を阻害することがないようにという形で保護しているということでございます。

○松岡会長

ありがとうございます。

黒田委員、今のご質問について何か補足等はございますか。よろしゅうございますか。

○黒田委員

イカナゴですか。

○松岡会長

イカナゴの仮眠海域の保全のためにどういう措置を行っているかという、開発行為が行われないようにということでございますけれども、三河湾、よく海砂をとっています。その辺の調整は何かご存じですか。

○黒田委員

今の細かいうちは一番金になる。中等ぐらいのときが一番商品価値がない。そういうときは休業にして、またちょっと最後に大きくなってきたから、とったほうがええかと。やはり資源を大事にしながら漁獲量を増やそうと思うとちょっと大きくしたほうが、漁獲が増えるわけです。そういうことも考えなきゃならんのかなということを今思っております。

○松岡会長

黒田委員、仮眠水域での保護というのは。

○黒田委員

禁漁ですか。うちも大体この湾口というか、神島の沖の出山というところが大体仮眠の場、大体そこは皆さん底引きとかそんないろいろ、そこは禁漁ということをしてやっております。

○松岡会長

ありがとうございます。

今、イカナゴの資源回復計画について、ちょっと入っておりますけれども、この点について、委員の皆様方、何かご意見等はございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

その次のキンメダイについて移りたいと思います。

キンメダイの資源回復計画につきましては、いかがでございましょうか。

竹内委員、お願いできますでしょうか。

○竹内委員

やってきたことは結構、そのとおりでと思うんですけれども、今後の問題、私どもの委員会、漁業調整委員会でいろいろ問題になって出てくるのは、島の委員からイルカとバラムツによる被害が非常にある。それについて、調査してほしいということを非常に厳しく言われまして、私はあまり現場に出られないものですから、こういうところでこの計画の中に今後入れていただきたい。研究機関が入っているわけですから、被害、それはもう、イルカをやっつけろとまでは言いませんけれども、まずイルカの被害状況をきちんと調べていただければと思いますので、要望とさせていただきます。

○松岡会長

ただいまの要望について、現状、何か水産庁のほうでコメントはございますでしょうか。

○熊谷資源管理推進室長

23年度から始まっておりますこの資源管理指針・計画、この中では全国で5億円近い事務経費

がございます。これは計画を進めていこうということ。それからその中にいろいろなさまざまな調査をしていこうという経費も含まれておりまして、ぜひそういった経費の中で都道府県のほうにもこういった調査を進めていっていただきたいと思います。いずれにしても、実態を調べていくのがまず第一だと思っておりますので、ご指示の点につきましては、また関係者ともご相談していきたいと思っております。

○松岡会長

ありがとうございます。

そのほか、キンメダイに関しまして、資源回復計画につきまして何かご意見はございますか。

宮川委員、お願いいたします。

○宮川委員

キンメダイに関してですが、2009年後半より黒潮の本流が神津、三宅、御蔵など、八丈島以北に流れてきて操業ができない日が多くなり、昨年についても、この辺では操業は10日程度しか出来なかったのです。一方で、八丈島以南の黒潮から外れたところの漁場ですが、底はえ縄が、結構いい成績を上げましたので、結果的に、全体の水揚量は横ばいに落ち着いたというところではあります。一本釣りだけだともっと漁獲量は落ちたと思う。

あと、東京都の竹内会長が言われた、サメ、イルカ、バラムツなどの食害ですが、特にバラムツは大きいものは50kg位あり、キンメを一口で食いちぎるのが多い。せっかくかかったキンメを根こそぎもって行って、1匹もあがらないくらいバラムツは増えている。バラムツは脂のところは蠟分が多く、食べた人が下痢を起こしちゃうということで、国が販売禁止にした影響が大きい。これまで、近海のマグロ、カジキをやっている船が釣っていたのが、一切獲らなくなった。その関係ですごく増えてしまって、どこの漁場でも、この食害は免れ得ない状況になっています。

○松岡会長

ありがとうございました。貴重な話をいただきました。

そのほか、キンメについてはいかがでしょうか。千葉県の小滝委員、キンメの水揚げが非常に多いと聞いておりますけれども、何かこの資源回復計画についてコメントは。

○小滝委員

ここに書いてありますように、資源管理については、今後も引き続いてやはり続けてほしいと思います。

○松岡会長

ありがとうございます。

それでは、この3つの資源回復計画について、特にそのほかご意見等はよろしゅうございますか。

それでは、続きまして、太平洋本委員会のマターでありますマサバ太平洋系群資源回復計画について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(鏑木)

それでは、同じページの下のほうをご覧ください。太平洋本委員会ということで、マサバ太平洋系群資源回復計画の評価・総括についてご説明いたします。これは、平成15年10月に公表されたものでございます。ご承知のように太平洋のマサバ計画につきまして、その当時非常に資源的な落ち込みが多かったということで、産卵親魚量を18万トン以上の水準にするということを目指して、可能な限り産卵親魚を確保していくということで、漁獲努力量の削減措置に取り組んだわけでございます。当初の計画といたしましては、太平洋の北部の大中型まき網につきまして、操業続日数削減、それから操業時間制限、操業の削減率につきましては、10から30%ということで設定しておりました。それから、それ以外の太平洋、中部、南部の海域の大中型まき、中型まき網につきまして、あるいはサバスくい網等につきましても、産卵親魚量が増大して保護の必要が生じた場合には取組を実施するという計画のもとに始まりました。

目標の達成状況でございますが、産卵親魚量につきましては、1998年から2003年までが10万トンを下回るような水準でありましたが、2004年以降、12万トンから30万トンという形で推移しております。2009年、2010年は約17万トンという水準でございまして、当初設定をしておりました産卵親魚量18万トンという水準は概ね達成できたのではないかと考えております。

資源・水準の動向につきましても、低位ではありますが横ばいということでございまして、少なくとも減少傾向に歯止めがかかっているということでございます。この取組を行ったことの効果でございますが、水産総合研究センターの調査によれば、本計画に基づきます休漁、減船の取組によりまして、卓越年級群の未成魚、これは0歳魚とか1歳魚でございますが、この未成魚の漁獲が抑制されましたために、産卵親魚量が確保されたと、水研センターでも見ております。また、資源量が本計画開始前の5年間で約22万トンでしたが、直近の5年間では平均で73万トンというところまでいきまして、回復につきましては非常に効果があったのではないかと考えております。

今後の方向性でございますが、資源管理措置についてでございますが、これまで大中型まき網をやっておりました資源回復計画での休漁等につきましては、資源管理計画を新たにつくるということで、今、作成を準備中ということでございまして、引き続きこういった取組をするという

こととございます。

それから、先ほど申し上げました大中型まき以外の北部太平洋海区の20トン未満の大中型まき、あるいは1都3県の中型まき網、釣り漁業、敷網漁業等につきましても、休漁等に取り組むということで、資源管理計画を順次つくっていただいているということとございます。

また、これもキンメと同様に、水産庁、1都3県、水研センターを通じました行政研究担当者会議をつくりまして、引き続き維持・連携しながら取組の確実な実施とか、改善に取り組んでまいりたいと考えております。

簡単ですが、マサバについては以上でございます。

○松岡会長

ありがとうございました。

マサバ資源の回復計画につきまして、ただいまの評価と総括についてのご説明、何かご意見等はございますでしょうか。

宮川委員、お願いいたします。

○宮川委員

今年のマサバは、例年2月半ば過ぎに出るものが、一ヶ月ほど早い1月17日から南下群がみられた。非常に脂のある良いサバだった。

今年は際を回らないで、沖を回ってきたようで、本来であれば大島の東の大室出しから出るやつが、ひょうたん瀬から出ている。サバの経路がちょっと違ってきているようです。

また、水揚げの状況ですが、私のところの20トン未満の船は今年は天気が悪くて4～5日しか操業できない状態だったんですが、その間に、大中型まき網が1,000トン位水揚げをしたということがあり、その影響で私のところでは4～5トンしかあがらなかった。

もう1つは要望ですが、大中型まき網全船に、船位測定装置（VMS）を付けていただきたい。お互い漁師ですので、違反さえしなければいくら獲ろうといいんですが……。サバは下底のないところでは産卵せず、下に瀬があるところで産卵します。そういう管理も含めて船位測定装置（VMS）を全船に付けていただきたいと思います。

○松岡会長

ありがとうございました。

1カ月早く出てきたといううれしいお話を聞かせていただきましたけれども、船位測定装置の関係はちょっと長谷課長、お願いできますでしょうか。

○長谷漁業調整課長

漁業調整課長の長谷です。

マサバについては、この委員会でもう長年さんざん議論してきた話でありますし、今、お聞きしますと、引き続き取り組んでいくということだから、そういうことでぜひまた取り組んでいきたいなと思っております。今、出た船位測定装置。VMSと言っているんですけども、今年が大中まき網とか、大臣許可の指定漁業といっていますが、一斉更新が8月1日にあります。つい先日、今週、水産政策審議会の資源管理分科会というところで最終的に方針を決めましたけれども、その中で今、お話があったVMSについては、大臣が命じたときには設置しなければならないというような書きぶりなんですけれども、これを大中型まき網、沿岸にラインがあるような指定漁業にはそういう条件をつけるということですし、運用としては大中型まき網については、全船団につけるということで今準備を進めているところです。

○松岡会長

ありがとうございました。

宮川委員、よろしゅうございますか。

竹内委員、お願いします。

○竹内委員

この資源管理計画でやっと今、宮川委員が言われたように銚子沖から伊豆諸島沖に産卵資源が下がってきたということでよかったと思っています。それで、ずっと見ていて、委員も終わりそうだから言いますけれども、大中まきが全体で何万トンあがったら休漁するという言い方でしょう。そうじゃないですよ、本当は。技術的に言えば、魚の大きさがわかるという魚探ができたと言っているわけでしょう。ですから、魚体が小さいところでは操業するなど言っていたかないと、卓越年級群なんかできっこないですよ。小さいのをとっちゃっているんですから。何でも構わないでとっているわけでしょう、極端な話。それはやはり大きいのをとるように指導するとか、そういうことで休漁していただきたいと私は思うんですけどね。よろしく願いいたします。この次の計画の中にそういうことを考えてほしいなと思います。

○松岡会長

ありがとうございました。

今のご発言について、何か、水産庁のコメントはございますか。

今のご発言を踏まえて、いろいろ今後の施策に反映していただければと思います。

その他、何かご意見等はございますでしょうか。

全体を通しまして、先ほどからご議論をいただいております資源回復計画、全体を通してでも結構でございますけれども、何かございますでしょうか。

それではこの議題に関しましては、本委員会としまして先ほどから事務局から説明のありました資源回復計画の評価・総括について、この委員会として了承したいと思いますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○松岡会長

ありがとうございます。

それでは、本委員会におきまして、資源回復計画の評価・総括について承認することといたします。

それでは、議題2に移らせていただきます。

広域漁業調整委員会指示について、ということでございます。議事の進行上の都合から順番を変えまして、③にあります太平洋クロマグロの資源管理に係る指示につきまして、先にご審議をお願いしたいと思います。

それでは、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○事務局(梶脇)

水産庁漁業調整課の梶脇です。私のほうから、資料6に沿って説明をしたいと思います。

1ページ、2ページは昨年秋にこの委員会の中で説明したこの届出制導入についての概要紙ですので、これについての説明は省略させていただきまして、3ページのほうから説明をしたいと思います。秋に説明したものを踏まえて、それを委員会指示の形に整理させていただいております。太平洋広域漁業調整委員会指示第12号ということで、委員にお諮りするものでございます。

沿岸クロマグロ漁業ということで、次の指示をしたいと考えております。

1番として定義が2つございます。まず、委員会指示をかける海域ということで、太平洋ということで、この委員会が設置されている海域にこの指示をかけたいというふうに考えております。

2番としましては、どのような漁業にということで、沿岸クロマグロ漁業ということでございます。動力漁船によりクロマグロをとることを目的とする漁業。ただし、ここに書かれております定置漁業、あるいは指定漁業、知事許可、海区の承認制になっているようなものについては、既にこれらの制度の中で必要な報告を大臣、あるいは県知事を経由して水産庁のほうに提出していただいておりますので、これらについては国のほうに届出をしていただく必要はないということでございます。

これらの対象となるのは、主にこれまで自由漁業であった引き縄漁業、あるいは釣りといったような漁業が対象になるというふうにお考えいただければと思います。

2番、届出ということで、(1)に対象期間を書かせてもらっております。この指示そのものは4月1日から有効と考えておりますので、4月1日に委員会指示を出して、3カ月後、つまり7月1日から25年の12月31日までの間に太平洋の海域で沿岸のクロマグロ漁業を営もうとする者に対して届出をしてもらうということを考えております。基本的には、個々の漁業者からの届出というものがあくまでも基本ですけれども、一方で、事務負担の軽減ということで、漁協から一括して漁業者にかわって届出をするような仕組みを導入してほしいという声が昨年も日本海、あるいは九州西のほうからございましたので、太平洋につきましても同様の対応をしたいと考えております。

その場合に、ここに(1)の後段部分に書いておりますけれども、手続き的には非常に簡単な書類1枚と漁船原簿の謄本をつけてもらうことにしておりますけれども、これにつきましても都道府県知事を経由して、広域漁業調整委員会の事務局のほうに出してもらう場合につきましては、県のほうで、漁船の検認ができるということになっておりまして、県のほうでこの検認をしてもらった場合には、個々の漁業者、あるいは漁協の方々が漁船原簿の謄本をわざわざ請求しなくてもよいんだということで、これについても現在導入している日本海、九州西の対応と全く同様の対応で処理をしたいと考えております。

(2)につきましては、これは船名、トン数が変わった場合の変更の手続ですので、これについての説明を省略したいと思います。

(3)届出の仕方でございます。別表に書いてありますように、北海道から茨城県につきましては、水産庁の地方機関が仙台の漁業調整事務所ということでございますので、こちらの事務所のほうに提出していただきたいと思っております。千葉県から宮崎県までにつきましては、地方の機関がございませんので水産庁本庁のほうに直結という形の処理をしたいと考えております。

3番。漁獲実績報告書につきましては、暦年方式を考えておりまして、基本的には1月から12月ということで報告をいただくのですけれども、今年につきましては7月からのスタートということですので、7月から12月までの5カ月分についての報告をいただくということですし、25年につきましては1月から12月までの報告を年1回国のほうに提出していただくということを考えております。提出期限のほうは、翌年1月末までということになっております。指示有効期間につきましても、先ほどお話をいたしました4月1日から開始し、26年1月31日までの期間ということで漁獲実績報告書の提出期限までの有効期間というふうに整理しております。

添付資料としましては、届出の添付書類、それから漁獲実績報告書の書類ということで様式1号からついておりますが、様式1号につきましては秋に説明したものと全く同じですので、これについての説明も省略したいと思います。様式2号で横長になっているものがございます。これは、様式1号は個々の届出をする方々が個人で届出をしたいという様式が1号でしたけれども、この様式2号につきましては個人ではなくて、個人の方々にかわって漁協が全てこれを事務代行するというような場合の様式にしておりまして、一人一人のお名前と判こをもらって、漁協の組合長さんの名前で届けをしてもらうという一覧表の方式のものになっております。

様式1号で出しても結構ですし、様式2号で出してもらっても結構でございます。これは漁業者と組合員の関係の中でご判断をいただければということでございますので、1号と2号が同時に出ることはございません。

次に3号につきましては変更があった場合の届出です。変更の中身を書いていただければ、これで結構ということとなっております。様式4号につきましても、これは漁獲実績報告書の様式ですけれども、これも秋に報告した内容と全く変えておりませんので、説明は省略をさせていただきます。

様式5号、これは先ほど漁協が一括で届出をするものが様式2号としてありましたけれども、この様式5号は、漁獲実績報告書を漁協が組合員にかわって出す場合の一括の届出のやり方ということでございますので、ここに書かれている一つ一つの項目は様式4号の中身と全く同じものとなっております。

それぞれ個々の漁業者からの記録をこの中に入力していただいて、漁協の組合長さんの名前で出していただくということで、これらについても4号と5号が同時に提出されることはございません。どちらか選択をしていただけたらということでございます。

一番最後のページは、操業区域を大海区に区分をいたしまして、J1から通し番号を振っておりますので、この海域、どの海域で操業を行った結果クロマグロが漁獲されたのかということの区分図ということでございます。説明としては以上です。

○松岡会長

ありがとうございました。

ただいま沿岸クロマグロ漁業の届出制導入についてご説明がございましたけれども、この点につきまして、ご質問、ご意見をお願いいたします。

佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員

養殖が最近、愛媛県でも、長崎県もそうですが、かなり進行の途中にあるわけなので、養殖のマグロについては水産庁のほうから既に報告義務が課せられるような状況が指導されておりますが、この中で問題になるのは、養殖の種苗になるヨコワもマグロという表現ができるのかどうか。ヨコワはほとんどが1本釣りで獲っており、これを養殖用種苗として採用しているんですが、これも委員会のほうに報告の義務があるのかどうか。その辺についてちょっとお伺いしたいんですが。

○松岡会長

事務局、お願いします。

○事務局(梶脇)

8月に愛媛のほうに行かせてもらった際のご質問でもございました。これにつきましては、大きいものから小さいものが全て報告をいただくということで養殖用種苗につきましても、この実績報告の中で出していただくということになります。それから、養殖のほうにつきましては、別途養殖実績の報告の義務化のほうでもこれを入手しておりますけれども、あくまでもこちらのほうは、漁業としてとる、海のほうでとる、そこからさらに養殖業者が買うというときにはその中からやはり何尾かは死ぬというようなこともございますので、入口と出口を両方から報告をいただくことによって、データの精度をより高めていきたいという観点から養殖用種苗についてもこれらの対象で整理させてもらっております。

○佐々木委員

そうしたら種苗業者は委員会のほうに報告をして、養殖業者が種苗を導入した場合は、当然種類もあるわけなんですけれども、それは水産庁に報告するということですが、その辺の整合性はちょっとやはり実質的には問題があるなという感じが1つあるのと、人工採苗についてはどういう扱いを考えられているのか。これはもう委員会のほうには関係ないと思うんですが、水産庁のほうの報告で足りるのではないかと思います、その辺の見解をお願いします。

○松岡会長

事務局、お願いします。

○事務局(梶脇)

養殖のほうの実績につきましては、やはり届出をきちんとした方から養殖の種苗を買いたいという声最近在非常に多く聞かれます。従いまして、この委員会指示によって、きちんと広域漁業調整委員会の事務局のほうに届出をした船であるということを見極めた上で養殖用種苗を入手し、

養殖業者には記録してもらおう。養殖業者のほうから見れば、届出をしてないような船からはできるだけ買いたくないという声の特に大手を中心に最近出ておりますので、そういった観点からも表と裏の関係というふうに整理していただけたらと思います。

それから、人工種苗については、養殖実績の報告書のほうにこれは記録をすることになっておりまして、人工種苗であっても、海面で天然と人工がやはり、いけすは分けているケースが非常に多いですけども、そちらで管理をして、市場に出るときには天然もの、養殖もの、魚に顔は違いはないわけですので、しっかり全体の供給量という中で人工種苗のものについても報告を課して、全体を管理していきたいと考えております。

○佐々木委員

水産庁にお聞きしたいんですが、当面は報告義務が養殖にも必要になってきたんですが、種のヨコワの漁獲尾数、人工採苗の尾数も含めて、結局、今の段階では愛媛県もちょうど養殖指針を今年4月から発足するような段階で今原案で説明がある状況なんですが、これは結果的には養殖尾数を水産庁は近い将来に制限するという基本的な考え方で対応していくのか。資源管理上は確かに養殖するヨコワ、種については当然国際的な問題から見ても資源管理上の問題があるのではないかという気がしますが、人工採苗についても養殖尾数の削減を将来基本的には考えておられるのか。その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○松岡会長

次長、お願いします。

○宮原次長

基本的には、今のままの状態にしておきたいというのが我々の考え方です。天然のヨコワを種苗にする場合は、これはどうしても資源の関係が出てしまうということで、今、残念ながら人工種苗のほうは、とても養殖全体を賄えるような状況ではないもので、当面はそういう制限状況がある以上はあまり爆発的に増やすようなことはやめてくださいということで、各県にお願いしています。

というのは、今、ヨコワがクロマグロの成熟していない30kg未満のものが日本の漁獲のうち95%、要するに育てないうちにとってしまっているという状況があるもので、これを何とか変えろと、小さいものをとるのをできるだけ控えろということをや非常に強く要請されているもので、今、巻き網のほうはそれに取り組んだわけで、沿岸のひき縄、あるいは釣りですとか、ここまではできるだけ抑制が及ばないようにできれば伝統的なレベルで収まるのであればそこで収まってほしいという、我々の強い希望がございますので、それを養殖との間でうまくバランスをとりな

がら実現し、将来、佐々木委員がおっしゃっているとおり人工種苗が相当量できるようになれば、これからまた養殖を増やすということができてくるかもしれませんが、それまでの間は我慢しましょうというのが我々の考え方でございます。

○松岡会長

佐々木委員、よろしゅうございますか。

それでは、そのほかご意見等がございましたらお願いしたいと思います。

竹内委員、お願いします。

○竹内委員

私のほうの委員会では、島の委員がよく言うんですけれども、大島で泉津沖にマグロの漁場ができるんです。そうしますと遊漁船が大分来るんです。漁業者と遊漁船がぶつかり合って、衝突という意味ではないですよ。引っかけたとか引っかけないとか、訴訟問題が起こるようなことを言っているんですね。やることに僕は反対しません。結構だと思っんです。遊漁船はどうされますかという話だけちょっと質問したいんですけれども、よろしくお願いたします。

○松岡会長

梶脇さん。

○事務局(梶脇)

昨年は日本海、九州で20カ所ぐらい。そしてまた昨年の夏には太平洋側も要望があった県全て20カ所ぐらい回ってきました。その中で、浜から言われたことは遊漁の話があるところもあれば、全くないところもさまざまあります。広域漁業調整委員会の指示としては、やはり全国で共通の部分のところからしっかり見ていかなければいけないだろうというところで、一つ一つ風呂敷を広げるとなかなか、どこまでできるんだというようなことになりかねないということで、しっかり漁業のところからこの管理をスタートさせて、そして地域、地域で遊漁の問題があることについては、今後また議論を深めながら、検討していかなければならないんじゃないかというような整理を昨年来しながら今回の制度化を図ろうとしているものでございますので、遊漁の問題はけっして無視ができない地域もあれば、そうじゃない地域という中でいろいろなお話を委員の方々から随時また聞かせてもらいながら、今後の対応を考えていきたいと思っております。

○竹内委員

まず、漁業がこれだけやっているから遊漁もちゃんと守ってほしいという言い方をしたいということね、簡単に言うとな。

○事務局（梶脇）

そうです。

○松岡会長

よろしゅうございますか。

それでは、宮川委員、お願いします。

○宮川委員

神奈川も東京も千葉も、ボートではトローリングをやってはいけないということになっているんですが、相模湾では結構、ボートのオーナーが、ルアーとかトローリングをやっている実態があります。そういうものに対してははっきり「釣ってはいけない」と言えるのかどうか、その辺を水産庁にお伺いしたい。

○松岡会長

梶脇さん。

○事務局（梶脇）

そういった意見はある地域もやはりございます。各県の漁業調整規則自体、国が認可をしてそれぞれ全国の県の規則が施行されているわけですけれども、その規則の45条ぐらいだったと思いますが、遊漁者等の漁具の制限という規定がございますのでやはりその問題につきましては、まず県の取り締まり部局とよく相談しながら対処していかなければならない問題だと思いますし、遊漁を地域の活性化として使う、トローリングを使うということであれば、そういった規則の改正のほうも検討、調整を図りながら今後持って来ていただければ、全体の見地に立って、水産庁の認可としては判断をしていかなければいけない問題ではないかと思っております。

○宮川委員

静岡県は、許可制をとっていますが、東京都、神奈川県、千葉県は許可制でないことから、相模湾に入ってきた3～4kgのクロマグロがルアーとかトローリングで釣られたとき、届出なしで（クロマグロを）持っていく船が多い。そういう場合どういう取り締まりをしたらいいか、その辺の基本的な考え方を各都県に水産庁から示してもらえれば、遊漁協議会で話し合いができると思いますので、よろしくをお願いします。

○松岡会長

梶脇さん、よろしいですか。

○事務局（梶脇）

わかりました。

○松岡会長

ただいまの発言についてはご留意いただきたいと思います。

そのほか何かご意見等はございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、この太平洋クロマグロの資源管理につきまして、漁業法の第68条に基づきます広域漁業調整委員会の指示といたしまして、太平洋広域漁業調整委員会指示第12号を発出することと決定してよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」という声)

○松岡会長

それでは、併せまして今後の事務手続上の部分的な修正、文言の訂正等につきましては、私、会長のほうにご一任いただきたいと思いますけれども、併せてよろしくお願ひしたいと思ひます。どうもありがとうございます。

それでは、事務局のほうでは委員会指示についての事務手続を進めていただきたいと思います。

それでは、続きまして戻りまして、①伊勢湾・三河湾イカナゴの資源管理にかかわります指示についてご審議お願ひしたいと思ひます。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（鍋木）

それでは戻って恐縮でございますが、資料4をごらんください。

先ほど、伊勢湾・三河湾のイカナゴの資源管理計画についてご説明いたしました。そのイカナゴの資源管理にかかわります委員会指示でございます。先ほどからもご説明しておりますように、伊勢・三河湾では資源管理のために終漁時の残存尾数を20億尾確保するというを目的とし、終漁日を設定しております。この終漁日の設定につきまして、両県共通の資源管理の取組を確実なものにするというために、漁業法第68条に基づく広域漁業調整委員会指示というのを毎年発出しておりました。本年につきましても、この委員会指示を発出したいということが趣旨でございますが、今回1点変更したい点がございまして、一番最後の4番のところをごらんいただきたいんですが、例年は指示の有効期間といたしまして、4月から翌年3月という形で発出してまいりました。ところが、このイカナゴの主な操業時期というのが、春先でございまして、結果的に委員会指示が分断されてしまう形になってしまいます。従いまして、今回から有効期間を暦年ということで、1月から12月という形にしまして、操業期間全体を1回の指示でカバーできるようにしたいということで、今回は4月から12月という形になりますが、そういった形の有効

期間の変更を行いたいというのが最大の点でございます。説明は以上でございます。

○松岡会長

ありがとうございます。

それでは、ただいまのイカナゴ資源の委員会指示に関しまして、ご意見、ご質問等をお受けしたいと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

(「なし」の声あり)

○松岡会長

よろしゅうございますか。

それでは、ただいまの委員会指示でございますけれども、伊勢湾・三河湾のイカナゴの資源管理につきまして、漁業法の第68条に基づきます広域漁業調整委員会の指示としまして、太平洋広域漁業調整委員会指示第10号を発出することと決定することとしたいと思っております。また、併せまして今後の事務手続上の部分的な修正、文言の訂正等につきましては、私のほうに一任いただきたいと思っております。

よろしゅうございますか。

(「はい」という声あり)

○松岡会長

ありがとうございました。

それでは、事務局のほうは委員会指示について事務手続を進めていただきたいと思います。

それでは、続きまして、3番目の太平洋南部のキンメダイの資源管理にかかわります指示でございます。ご審議をお願いしたいと思いますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局（鏑木）

それでは、資料5をごらんください。

キンメダイを対象といたしました委員会指示はこれまでありました資源回復計画にも関連いたしまして、毎年出していただいておりますが、今年につきましても先ほどもご説明いたしましたように、キンメダイに係ります資源回復計画の内容というのを資源管理指針、資源管理計画という形で引き続き取り組んでまいるということでございまして、同様にキンメダイをとる目的といたします刺し網につきましてもこれまで同様の委員会指示を出したいということでございます。変更がありましたのは、回復計画からそういった形で皆さん取組に基づいてということでございますので、いろいろな承認の内容につきましては、昨年と一切変わっておりません。今年は、有効指示期間が平成24年3月16日から25年5月31日までということで、これは昨年の場合は震災の

関係でこの3月の委員会が開けませんで、昨年秋に急ぎょ指示を出しましたということがございまして、若干、変更になったんですが、今年から通常の形に戻したいということでございます。

非常に簡単な説明でございますが、以上でございます。

○松岡会長

ありがとうございます。

それでは、今のキンメダイの委員会指示に関しまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。特にございませんか。

それでは、漁業法の第68条に基づきます広域漁業調整委員会の指示といたしまして、太平洋広域漁業調整委員会指示第11号を発出することといたしたいと思っております。併せまして今後の事務手続上の部分的な修正、文言の訂正等につきましては、私にご一任いただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」という声あり)

○松岡会長

ありがとうございます。それでは、事務局は委員会指示についての事務手続を進めていただきたいと思います。

それでは、議題2が終わりましたので、議題3でございます。事務規程の改正について、議事を進めさせていただきたいと思っております。

これにつきましても、今年度で資源回復計画が終了することに伴いまして、委員会の事務規程の改正が必要ということでございます。事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

○事務局（鏑木）

それでは、資料7をご覧ください。

太平洋広域漁業調整委員会の事務規程ということでございます。再三申し上げておりますように、23年度で資源回復計画が終了するわけでございますが、この部会の事務規程の中で資源回復計画という言葉を用いている部分が1カ所ございます。それは第14条の第7項ということで、これは部会の設置にかかる部分でございます。その中の7番のところで、この部会が設置された海域を定義づけますときに、資源の回復計画の調査、審議ということで引用していったわけでございますが、この部分を部会に設置された海域において完結する資源管理の推進に関する調査審議について、という形にいたしまして、例えば今までの資源回復計画の後のフォローアップをするとか、あるいはこの部会の海域で新たに資源回復について何らかの議論をするといった場合に対処したいということで改正したいということが趣旨でございます。以上です。

○松岡会長

ありがとうございます。

何かご質問等はございますか。

それでは、委員会の事務規程14条第7項につきましては、事務局提案のとおり改正することとしたいと思います。また、今後の事務手続上の部分的な修正、文言の訂正等につきましては、私にご一任いただきたいと思いますけれども、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○松岡会長

ありがとうございました。

それでは、次に議題4に進めさせていただきます。資源管理に関する連絡・報告事項ということでございます。最初に、平成24年度の資源管理関係予算について事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局(鏑木)

それでは、最初の予算につきましては、これは従来どおりのものでございますので簡単にご説明いたします。

ここに資料8といたしまして、資源管理・漁業所得補償対策につきましての関連の予算の資料をお付けしてございます。内容につきましては、昨年いろいろとご説明があったかと思いますが、資源管理・漁業所得補償関係の予算につきまして簡単にまとめてございます。

例えば、先ほどお話にありました協議会を通じまして、いろいろな沿岸漁業でその資源管理に取り組んでいただきたいことにつきましての予算というものはその1ページ目の下のカッコの2番目の予算が相当しております。内容的な変更はございませんので、金額についてご確認をいただければと思います。簡単でございますが、以上でございます。

○松岡会長

ありがとうございました。

何か委員の皆様、ご質問等はございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、次に移らせていただきます。議題(4)の②海域栽培漁業推進協議会による種苗放流等の取組状況でございます。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(石塚)

水産庁栽培養殖課の石塚でございます。お手元の資料9をご覧になっていただきたいと思いますと思いま

す。

海域栽培漁業推進協議会による種苗放流等の取組状況について報告させていただきます。この報告は、前回、第15回の広域漁業調整委員会のほうで、11月15日でございますが、第6次の栽培漁業の基本方針について私のほうからご説明させていただきます。今後、この基本方針に従いまして、漁獲管理と種苗放流、これの連携に関して、広域漁業調整委員会等にご報告させていただきます。意見を求めるという農林水産大臣の基本方針ができましたので、その方針に従って報告させていただくという趣旨でございます。

1 ページをご覧くださいと思います。

目次の次でございますが、まず太平洋北の協議会について報告させていただきます。これは、今日欠席でございますけれども、岩手県漁連の大井会長がこの協議会の会長を務めていただいております。北海道から茨城県の太平洋側の栽培漁業に関するさまざまな協議を行うということで昨年2月に設立されたものでございます。メンバーは、県、行政、試験研究機関、それから、漁連、漁協、それから栽培漁業を推進する法人、これは栽培協会ですとか、そういったところ、それから全国の栽培漁業の団体として社団法人全国豊かな海づくり推進協会、ここが事務局を務めてございます。

次のページをご覧くださいと思います。ここで今年度行った一つの大きな仕事といたしまして、この海域で放流種苗を共同で生産する、あるいは連携して生産して、あるいは放流しているといったことをどうやっていけばいいかと話し合いました。ただし、当該海域は、昨年3月11日東日本大震災が発生いたしまして、ここでの海域の種苗生産機関がほぼ全壊いたしました。このため今回の検討といたしましては、種苗生産機関の復旧・復興をどのように行うかということ今年度のメインの議論ということで検討させていただいたところでございます。

この予算は、3次補正で水産業共同利用施設復旧整備事業ということで、予算化されまして、昨年各県が集まりまして、アンケートをとってさらに4回の担当者会議を行いまして、最終的に今年2月に関係県による合意と言いましょうか、どのように連携して進めていくかということについて覚書を合意したところでございます。

次のページをご覧くださいと思います。

3 ページ目でございますが、これは今回3次補正で水産業共同利用施設復旧整備事業、これを手当してさまざまな共同利用施設の復旧を支援するという事業でございますが、この中で魚類、貝類の種苗生産施設、これも対象になってございます。岩手県、宮城県、福島県、被災3県と言われておりますが、そこが2/3以内の補助率、その他の道県につきましては、1/2の補助と

ということで復興・復旧の予算を手当したところでございます。

次のページをご覧ください。ここで検討を進める中で、各県のアンケートをとりまして、6都道府県とも連携の必要性について認識しておるということでありまして、その中でヒラメ、アワビ、ナマコ、ウニ、これらの主要4魚種について今後どういうふうに連携していくかということについて、今、検討を始めておるというところでございます。

次のページをご覧ください。今回2月1日に覚書を締結いたしまして、現段階では、まず放流用種苗の生産目標については、5年を目途にこれは平成27年末を目標に被災前の生産水準に回復する。こういう目標を打ち立てたわけでございます。これは、水産庁が打ち出しました水産復興マスタープランと同様の目標でございます。

2番目に、種苗の導入としては、通常も行われておりますけれども、各道県で余剰となった種苗、これを相互に補完し合う、それは基本でございますけれども、種苗生産体制が整うまでの間、施設が復旧するまでの間ですけれども、これは他の海域の種苗生産施設、こういったところから種苗を導入して、何とか太平洋北海域の放流尾数を確保していこうということとなったところでございます。

なお、新たな整備に関する考え方といたしましては、単なる以前あった施設を復旧するという考え方より踏み込んだ形で規模の適正化、省エネルギー化、低コスト化、こういったことを図りながら種苗の施設を整備していくということで検討することになったわけでございます。

次のページをご覧くださいと思います。

これは、補正予算のもう一つのメニューでございますけれども、先ほど来お話しした種苗を他県から導入したり、こういったことを支援するための事業でございます。一番左には計画づくりということで、これは太平洋北海域栽培漁業推進協議会が行っております。被災県で必要な放流種苗を調査いたしまして、それを他県の生産施設でつくってもらおうとか、こういうところはマッチングしていくという作業を行う仕事でございます。

真ん中の赤い部分が、直接放流種苗を生産委託したりということを行う事業でございます。あるいは、ほかのところから導入するということを支援する事業でございます。

最後に、一番右側が放流種苗を放流した棲息海域、ここを津波で乱されておりますので、ここは環境を整えるということもメニューとして取り上げてございます。

次のページ以降、具体的に放流適地の棲息環境を復活させる取組ということで、覆砂を行ったり、砂浜の修復ということで耕耘を行ったり、岩の積み直し、藻場の再生、こういったメニューを用意して、今後これらのメニューを平成23年度から5年間続けて種苗の放流数を元に戻す。海

の環境を整える。こういうことを今、取り組み始めたところでございます。これが、海域協議会が主体となって取り組んでいるところでございます。

次に、これが被災震災対策で海域協議会が取り組んだ事項でございますが、9ページからは通常予定している広域種の資源造成を支援する事業でございます。ここの海域でマツカワとヒラメ、これを対象として放流して資源を増やしていくという取組をしているところでございます。過去のデータを見ても、マツカワ、ヒラメ、これは放流が非常によく反映しているということがわかるかと思えます。

10ページで、整理しておりますのは、この事業の中でマツカワ、ヒラメ、これをどういうところに放流したら効果があるか。それから、漁業管理方法がどのようになっているかということを検討しておるということでございます。マツカワは全体で105万尾、ヒラメは60万尾放流しているところでございます。

次のページをご覧ください。これは、漁業管理の実施状況ということで、マツカワ、ヒラメについて各県の取組状況を整理したものでございます。マツカワについては、北海道が35cm未満の再放流、これを共同漁業権行使規則、資源管理協定、海区漁業調整委員会指示で遊漁者も含めて、35cm未満の保護に取り組んでいるという状況でございます。

それから、ヒラメについては、青森、宮城、福島、茨城と35cm、30cm未満の採捕制限を行っているところでございます。今後、これらの規制について検討したいということでございます。

次に、太平洋の南のほうでも行ってございます。これは、神奈川県の高橋漁連会長がこの協議会の会長を務めていただいております。進めているところでございます。

次の13ページをご覧ください。ここでも同様に種苗生産の共同化、連携、これは検討を開始しているところございまして、初年度はアンケートをとりまして、課題、問題点を抽出しておるところでございます。今後、この海域で共同、あるいは連携できるような仕組みを話し合ってもらいたいというふうを考えてございます。

14ページをご覧ください。これは、太平洋南海域で広域種として種苗放流に取り組んでいる魚種でございます。トラフグとヒラメの2魚種を対象に今年度から開始したところでございます。トラフグは、東海3県全体で50万尾放流いたしましたし、ヒラメについても208万尾放流して、今後、放流効果などについて検討していくということとしてございます。

次のページ、同様に、漁獲量の状況と放流の状況をお示ししてございますが、トラフグにつきましては、近年、放流尾数の割には漁獲量がなかなか厳しい。天然資源の加入の状況が悪いとい

うことを反映しておりますけれども、今後、放流尾数をどうしていくかということについて、この資源状況に応じて検討してまいりたいと考えてございます。

最後のページに、現行のトラフグとヒラメの漁獲管理の状況を掲載しております。

以上、簡単ではございますが、海域栽培漁業推進協議会の取組状況につきましてご報告申し上げます。以上でございます。

○松岡会長

ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、次の議題に移らせていただきます。次は、議題6のその他ということでございますけれども、この議題におきましては、冒頭高成田委員のほうからご質問のありました放射能の問題について、宮原次長よりご説明をお願いしたいと思います。

高成田委員のほうから、ご質問があるということでございますので、お願いいたします。

○高成田委員

ありがとうございます。

参考までということで、まず海のほうとそれから魚のほうの汚染の状況、これをどのように見通されているか。特に、魚について、食物連鎖ということに気にかけている方がいるので、そのことをどのようにお考えになっているかということ。そして、今度、国の基準が100 Bq/kgというふうに厳しくなったことに対して、例えば50というものが出た場合に、国の基準に対して1/10という印象だったのが、今度は1/2という印象になって、むしろ消費者からすると、50という数字がむしろ高いという印象になっているということも伺うので、いわゆる検出したところ、つまり1から99までの部分について、実際に消費者、あるいは買い手側のほうから、買い控えるというような動きが出ているようにも伺っているので、このあたりの対策はどのようにお考えになっているかということです。

○松岡会長

宮原次長、お願いします。

○宮原次長

放射能の問題につきましては、この地震が始まってから、関係者が多いもので、全庁体制をとりまして、研究者も含めて週2回私のところで会議をしながら対応に当たってまいりました。この週2回の会合も秋から週1回にしましたが、今でも毎週対応をとっております。

実際には、本当はもういろいろなことを話したいぐらいなんですけれども、残念ながら今日は資料がございませんので、ちょっと舌足らずになってしまっているのかどうかと、かなり疑問に思いますけれども、できる限り簡単にお話ししようと思います。ご質問があったら何でもお答えしますが、海の汚染等見通しについてでございますが、海の汚染につきましては、事故直後の状況から比べますと相当に解消されています。というのは残念なことですが、これは我々があまり大喜びをするわけにはいかないんですけれども、広く拡散してしまったという状況にあるわけです。汚染物質が相当量出て、これが広く拡散しました。

それから、これは必ずしも水を通じてきたものではなくて、空から降ったものが相当量あったということでございます。陸の場合は、これは流動的に動かないもので、ホットスポットと言われる特に降ったところに厚く汚染物質が出ているという問題が出ていますが、海の場合、これは降ったところの濃淡があってもこれが混じってしまったということであるわけで、海洋の調査につきましては、文科省が中心になって海保、水産庁の船も含めて定点観測をずっと続けてきています。濃く出るところは本当に原発の周りの至近の部分だけになってきたというのが現状です。

この魚に対しての影響なんですけれども、これはよく誤解を受けるんですけれども、魚に対して放射性物質、特にヨウ素の場合はすぐに半減期がきてしまいますので、今はもうヨウ素は考えなくていいんですけれども、セシウムについては、これは魚の体の中に蓄積していく。例えば、PCBとかああいう物質と違って蓄積していくものではありません。これは塩類のカリウム、ナトリウムと同じような動きをする。つまり体の中の筋肉に取り込まれて、外の濃度に合わせてどんどん排出されていく。尿で排出されたり、エラから排出されたりして、どんどん排出されていくというものなので、魚の筋肉にあったものが周りの海水が薄くなっていくに従ってどんどん排出されるという仕組みになっている。魚の生物学的性格上はそういうふうになっているというふうに考えていただいてもいいと思います。

それが、如実にあらわれましたのが、コウナゴ、最初のころは大変高い放射性物質が見つかったということで騒ぎになりましたが、コウナゴについては表面に降ってくるものが主に影響したんじゃないかと思われていたんですが、コウナゴについては今や全く出ない状態になりました。我々が期待していたのは、もっと本当は魚の中から今言ったとおり生物学的な魚の特性からすると海水魚についてはどんどん下がってくるのではないかというふうに思っていたんですが、特定の魚について、これがまだ下がってこないものが随分あるということが我々がちょっと残念に思っているところです。特定の魚というのは、アイナメ、ドンコ、カスベというものにまだ出ているということです。福島県沖のものにだけ今限定されています。ほぼ500Bq/kgを超えるも

のというのは、福島県沖だけに限定されてきています。ただ、福島県沖で思ったより濃度が下がってこないと言いますか、いまだに出る。それでこれがどうしてかわからないんです、我々も。

実は、これだけ広域に濃い放射性物質の汚染が起こったというのは、今まで例がないもので、魚がどういう対応をしてこういうことが起こっているのかが整理的に明らかになっていません。これは大変残念なことなんですが、これからこの残念なケースをもとに研究していかなければならない問題だというふうに思っているわけです。

これから、いいことと悪いことがあります。出ないものは全く出ません。例えば、ワカメ、今ようやく宮城、岩手、生産、出荷が始まりますが、これには出ません。一次的に原発周りの至近の部分で一回出たことがあります、これ以降は全く出ない。それから、のりも出ません。こういう海藻類についてはほとんど出てこないというのが面白い現象だと思います、あります。

それから、先ほどから申し上げているとおり、特定の魚種だけ限られて出てくるので、この魚種についてやはり注意深く見守っていくということが必要になってくるということになります。

先ほど、高成田委員からお話がありました500から100に下げるということについては、魚だけの話というわけではなくて、これは厚生労働省が人体に対して、内部被ばくと外部被ばくというのがありますが、外部から浴びるものと食べて浴びるものの2つの原因があるわけですが、こういったものを全部総合して年間の被ばく量が1 mS v以内になるようにということと計算されたものです。魚ばかりではなくて、食品について一般に100mS v以下にするということになったと。もともとの1 mS vが何から来ているのかということについては、これは特に一番弱いお子さん、弱い人たちを含めてそういう安全を見たレベルに置いたということと魚だけいいじゃないですか、という話にはならないという数字だということなんです。

500から100に下がりますと、魚の場合、先ほどから言っているとおり、500でもまだ出ているものがありまして、100になりますと出るものが若干増えてきます。この増えてきたものについては福島県沖ばかりではなくて、北茨城、あるいは宮城県でも出るものがあります。こういうものについては、これからよりモニタリング、調査を強化していく。調査するといっても、やはり先ほど高成田さんがおっしゃったとおり、消費者の方々が非常に心配するので、全く出ないものについてもやっていかなければならないという問題があるわけです。

大変対象魚種が多いので、グループ化して、例えばカレイ類であつたら大体同じような動向を示しますので、カレイ類だったらカレイ類。そういう種類ごとのグループをつくって毎週1回ずつ測っていく。それも各県で測っていく。水揚げの場所で測っていくということを実行しています。特に、100を超えている魚種、既にわかっている魚種については、これを集中的に

やるということになっています。

それから、警戒ラインというのがありまして、これは私が勝手につけましたが、50を超えた魚種についても集中的にやるようにというふうに言われております。これは、なぜ50を超えた魚種が出た場合よりモニタリングをしっかりとしなければいけないのかと言うと、魚、そのサンプルによってばらつきが出るので、50を超えたものが同じ魚群の中で100を超えている可能性が否定できないので、そういうことをやって調べていく。

今日は、福島の方もおられますので、漁業者の方と本当に苦労しながら嫌な思いをしながらこの調査をしながら、しかも我々が考えてきたのはとにかく1回でも市場に出回ってしまって、どこかの魚屋さん、マーケットで高いセシウムを含む魚が出たということになったら、魚全体が売れなくなってしまうということなので、できるかぎり出さないようにする。全くリスクをゼロにすることはできないんですが、出さないようにするというのを苦労してもらって、特に福島県の漁業者の方々には大変な痛みを受けてもらって、今でも福島県では全面的に漁ができない状態にあります。北茨城の一部もこれも全く漁をしておりませんが、そういう自ら危ないものは出さないという方針でやってきたというのが今までの対応です。これからも同じようにやりますし、今、申しましたように、100に下げられたことについていろいろ議論がありますけれども、100となった以上は、100を超えるものがまたマーケットに出ることは一切ないようにするために非常に安全をもった対応をとるようにしてきています。

これは、今週宮城県でも茨城県でもどうやって体制をとるかということが大変議論をよんでいまして、測っていった50を超えるようなものが出た場合は、万が一100を超えてしまう可能性が出てくるもので、一次的に出荷を自粛しようというようなことを皆さんが今話し合っているところで、そういうやり方もあるのではないかとということで、水産庁としてもそれをバックアップするように調査体制を組むということで調査のサンプル数もかなりの数を受けられるように、それに足りなければまた分析機械をさらに導入してやるようにということで体制を強めて行くということでございます。

最初にお話ししたとおり、我々、この問題が非常にまだ長く続くことで実は残念だなと思っっているんです。もっと早く魚の生理からすると、魚の中からセシウムはなくなっていくはずなので、なくなっていく、一体なぜなのかというのはまだわからない。これは本当に漁業者の方々を初めとして、本当に痛い、嫌な、大変苦労し、それから漁に出れないという一番苦しい思いをしているので、我々も一日も早く解消したいんですが、これがどうしても我々には理解できない現象が起こっているのです。こういう現象が続いている以上はマーケットに一匹も危ない魚を出さな

いという対応をこれからもとっていくということで漁業者の協力を得て、必要な予算があれば予算をとり、東京電力に言わなければいけないことがあれば言うという体制をとって、水産庁が全面的に力を入れてやっていこうと考えております。

○松岡会長

ありがとうございました。

高成田委員、お願いします。

○高成田委員

ありがとうございました。ちょっと追加で、特に三陸の漁業者が気にされているのが、回遊魚というのでしょうか、サンマ、サバ、カツオということなのですが、今のお話ですと、こういうものにはもう出てこないというような理解でよろしいのでしょうか。

○松岡会長

宮原次長、お願いします。

○宮原次長

経験的には、銚子であがったものに一時的に出たことがあります。ですから、全くゼロかどうかと、リスクは完全にゼロにはできませんが、サンマですとか、サケ、大きく回遊してくるものについては、ほとんど影響が出てきてないということがございます。サバについても同じですね。

ただ、これがよくわからないのは、たくさん動いているから大丈夫なのかというとまたそうでもない部分もあるので、やはりこれは測っていく以外はないということがあって、それは皆さんそれこそ岩手県でもいくらゼロでも測ってくださいということを皆さんに徹底してもらっているということです。

○松岡会長

佐々木委員、お願いします。

○佐々木委員

せっかく次長さんが出席なので、この問題についての関連の意見なんですが、愛媛県もカツオについては既に試験場のほうで放射能検査をやって販売するという体制をいち早くとりました。結局、問題は2つあるんですけども、1つはある県で養殖魚のカンパチ、ブリにも一部あったそうなんですが、あるスーパーが残留検査をしたところ、値は少ないんですけども健康的に被害はないと言われているんですけども、ホームページで見ていただきたいという報道がありました。そういう問題があると同時に、3.11以降、養殖魚についてもブリを中心に、非常に流通販売が後退したということが、これが100パーセント、これが原因だということではないんですけども、

非常に今養殖業を取り巻く環境というのは、私どもは3月、4月に販売完了するという予定が、まさに3割、4割残るという状況になりました。

結局、いくら値段を下げても、売れないという状態が国内で定着してしまっている状況なんです。そういう意味で、国民は風評被害を含めて、やはり危険とか、非常に安全でないものは消費しないという、これは山も海も同じ立場ではないかと思うんですが、そういうことによって、平成7年に大暴落をした経験をしておりますが、それに匹敵するような状況になってきたという、そういう受け止め方をして、県のほうにも対応をお願いしているんですが、次長さんがおられますので認識としてやはりこれは直接影響ということではないんですけども、食の問題として今魚が売れにくい状況、しかもいかに安くしても消費者はなかなか対応してくれないというのがここ1年間続いておりますので、そういうことも水産庁の施策の中で十分理解していただいて、対応をお願いしたいと思っております。このままいくと、最悪の事態になるのかなということをご心配しておりますので、ぜひともそういうことを……。

実は、郡山のほうには、その後、販売は続けておるんですけども、なかなか拡大されないということで悩んでおりますので、ぜひこの機会に認識をお願いして対応をぜひともよろしく願いをして検討していただきたいと思っております。

○松岡会長

ありがとうございました。

今のご意見として、水産庁もご留意いただくということでよろしゅうございますか。

○宮原次長

はい。

○松岡会長

それでは、そのほか。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

福島県の佐藤です。まず、全国の皆さんに物資の面とか精神の面でいろいろなご支援をいただいて、少しずつですけれども立ち直ってきつつあります。これに関してはこの場を借りまして、本当にありがとうございますと、福島県を代表いたしまして御礼を申し上げたいと思っております。本当にありがとうございます。

今、水産庁のほうから、ちょっと気になるコウナゴのセシウムが出なくなってきたという話があったんですけども、一番最新の今月に入ってのサンプルとりで、昨日の新聞で多分発表にな

ったと思うんですけれども、今度を出たんですね、コウナゴから。それほど高い水準ではなくても、今まで出なかったんですけれども、今度の一番新しいやつで出たんです。これをどうしてかわからないというお話があったんですけれども、本当に私たちもわからなくて、一時高い数字が出たやつが少しずつ下がってきた。少しずつ下がってきたんだけど、ある一定の数字までいったらもう下がってこなくなった。そして、さっきも次長さんが言ったように高くなるもの、下がるもの、これの繰り返しやっていると。これ、どうしてなんだろうかって、水産庁のほうにもお願いしたいんですけれども、これから除染作業をどんどんやっている。そして、私も相馬から福島に抜けるのに山を通ってきたんですが、放射能が高いという地区に雪が結構積っています。あの雪解け水が川に流れて、それが出てきて、コウナゴに影響を与えたのかなと私は思ってきたんですけれども、そういう調査、それとどうもこの場でこんなことを言ったらおかしいと思うけど、原発にどんどん水で冷やしている水が、たまに新聞紙上に漏れたとか、どこからか出ているとかというふうに流れるんですけれども、この辺の監視も、本当に信用したいんですけれども、なんか時期が来るとどこからか漏れるんですよ。その辺で今言ったように、空から降るものはもう全然なくなったはずなんだから、なくなっているのになくならない。どこかでやはり漏れているのかなと思うしかないので、その辺の関心をぜひやっていただきたいと思います。

それがお願いともう一つ、今年度でがれきの撤去の作業が終わって、今日で終わりなんです。来年度は4月多分20日以降からいくらか予算はついたという話は聞いてきたんですけれども、若い人ら、この休みが続くとやっぱり我々はいいいとしても、やっぱり黙っていられなくてよそに仕事に行くと。そうすると、後継者の問題が大変心配になってくる。その辺でできれば、どんな形でもいいですから、仕事を与えるような、そういう予算づくりをぜひやってもらいたいと。働きたくても仕事ができない。魚が売れないからとれない。もうとれなければ自然と漁業者が離れていく心配がおのずと出てくるので、水産庁がどの程度権限があるかわかりませんが、ぜひ漁民の人たちが働く場、雇用の場をぜひ設けていただきたいと、これが私のお願いです。以上です。

○松岡会長

ありがとうございます。

宮原次長。

○宮原次長

本当に、心苦しく思います。福島の人たちはまだ本当に、漁業者は復興にかかれぬ状態にいるんですね。何とかして1日も早く沖に出られるような状態にしたいということで、我々も特段

の努力を注いでいきたいと思えます。

コウナゴは出ましたけれども、非常に少ない、高成田さんがいる前で悪いんですけれども、どうしてもメディアが「出た、出た」としか書かないわけです。非常に我々困ったもんだと、要するに50というのはものすごく安全を見た数字ですし、あるいは100もそうなんですけれども、例えばグリーンピース、10でも出たと騒ぐんです。こんなことを言っていたら食べるものがなくなってしまうようなことでも、そういうことを言う。グリーンピースと同じような対応の書き方をされる、あるいは報道の仕方をされるメディアが多いので、我々の説明の努力が足りないのかもしれないんですけれども、非常にその辺は残念だなと思っているところでございます。

確かに我々もあまりマスコミの方がいる前でなかなか言いづらいんですけれども、いまだに出てくるのか、どこからか、そういうまだ出しているものがないので、どうしてこうなるんだろうというのがわからない。ということがあります。

それから、がれきの事業については、間違いなく次の年度も継続いたしますので、それはぜひ最大限使っていただきたいですし、沖に出た場合、損はしても何とかやっつけていけるように儲かる漁業も使いながら、全員ではないでしょうが、若いやる気のある方が何人かで取り組んでいただきたいということで、これは担当を頻繁に派遣して、ぜひ皆さん方と納得のいく形で沖に出るのを一日も早く実現したいと思っております。

○松岡会長

山川委員、お願いします。

○山川委員

10B qでも「出た、出た」という、こういうことにこれからどのように対処していくかという、そのところが恐らく重要になってくるんだろうなと思えます。単にセシウムだけではなくて、カリウム40ですとか、通常から放射性同位元素が魚には数十B qから100B qぐらいの単位で含まれていて、それと比べて10B q出たのがどうなるかという、そういうレファレンスのレベルが通常からこういうレベルがあるんですよというような情報が何かもっと流布してしかるべきではないか。世の中の人たちの相場感というんですか、そういうものが形成がなかなかされていないというのがどうも問題で、もっとカリウムに関する情報とか、そういうものも合わせて提供していかれたらいいんじゃないかなと個人的には思うんですけれども。

○松岡会長

ありがとうございました。

○小滝委員

ただいまの先生のご意見、本当にそのとおりだと思います。東京湾の放射能汚染ということで、NHKがテレビ放送して、千葉県漁業者は非常に心配されたわけです。そのときに東大の鯉渕先生に来ていただいて話をしました。先生のお話のとおりなんです。自然界にある放射能、そういうもの、だから出たといっても、ないわけじゃないので、これは消費者にも国民にもわかりやすい情報の公開の仕方、これをぜひ水産庁でも考えていただきたいと思います。

次長さんのお話の中にも、私たちはPCBのときの考えで放射能が蓄積されるという、そんな間違った考えを持っている人もおるわけですから、ぜひ情報公開のあり方ということをしていただきたいと思います。これは本当に冒頭にも話がありましたように、資源管理と直結することで、ぜひお願いしたいと思います。

○松岡会長

ありがとうございました。

よろしいですね。

そのほか、この件に関しまして、何かございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、議題6のその他ということで、何か委員の方でご提案、ご意見等はございますか。

事務局のほうはいかがでしょう。特にございませんか。

それでは、その他の議題は以上でございます。

それでは、次回の委員会の開催予定について、事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

○事務局（鏑木）

それでは、次回についてご案内いたします。例年どおり本年10月から11月頃の開催を考えております。日時及び場所につきましては、各部会との関連もございまして、会長及び委員の皆様のご都合を聞きながら追ってご連絡をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

○松岡会長

今回は、例年どおり10月から11月ということでございます。委員の皆様方にはよろしくお願したいと思います。

それでは、本日の委員会はこれにて閉会したいと思います。

委員の皆様、ご臨席の皆様におかれましては、議事、進行へのご協力、貴重なご意見をいただ

きまして、大変ありがとうございました。

なお、議事録署名人として指名させていただきました和田委員と宮本委員のお二方には、後日、議事録が送付されますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これをもちまして、第16回太平洋広域漁業調整委員会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会